

## 浦和区市民活動ネットワーク登録基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、さいたま市市民活動及び協働の推進条例（平成19年さいたま市条例第19号）第2条第3号に規定する市民活動団体（以下「団体」という。）が相互に連携を図るとともに、区の魅力あるまちづくりを推進する浦和区市民活動ネットワークへの登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (登録の要件)

第2条 登録を受けようとする団体は、5人以上で構成する主に区内で非営利かつ公益的な活動を行う団体とし、次の各号のいずれかに該当する活動を行うものとする。

- (1) 自然・環境に関する活動
- (2) 健康・福祉に関する活動
- (3) 歴史・文化・伝統に関する活動
- (4) 安全・生活環境に関する活動
- (5) 地域交流に関する活動
- (6) 青少年の健全育成に関する活動
- (7) スポーツの振興に関する活動

2 次の各号のいずれかに該当する団体の登録は認めない。

- (1) 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 会員（役員等を含む。）のうちに条例第2条第2号に規定する暴力団員又は条例第3条第2項に規定する暴力団関係者に該当する者がある団体
- (3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動を行う団体
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動を行う団体
- (5) 主に趣味や娯楽を目的とする活動を行う団体

3 前項に該当する活動を行うと認められる申請は、これを棄却し、又は取り消すことができる。

### (登録の申請)

第3条 登録を受けようとする団体は、浦和区市民活動ネットワーク登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 会則又は規約
- (3) 会員名簿（氏名、役職、住所等が明記してあるもの）
- (4) その他区長が必要とする書類

### (団体の登録)

第4条 区長は、前条の規定による申請があったときは、申請書の記載事項等に不備がないことを確認し、登録の要件に照らし合わせ、団体の目的及び内容が適正であるかを審査するものとする。

2 区長は、前項の規定による審査の結果について、浦和区市民活動ネットワーク登録・不登録通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

（登録内容の変更）

第5条 前条の規定により登録した団体（以下「登録団体」という。）は、次の各号のいずれかに変更がある場合には、浦和区市民活動ネットワーク登録内容変更届出書（様式第4号）により届け出なければならない。

- (1) 団体名・代表者
- (2) 連絡先
- (3) その他必要な事項

（登録の取消し）

第6条 区長は、次の各号のいずれか該当すると認められる場合には、第4条の規定による登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条第2項に該当すると認められるとき。
- (2) 団体の運営に著しく適正を欠くと認められ、その改善の指示に従わないとき。
- (3) 団体の解散又は休止等により、浦和区市民活動ネットワーク連絡会会則の目的を達成することができないと判断されるとき。
- (4) 団体から浦和区市民活動ネットワーク登録取消届出書（様式第5号）が提出され、受理したとき。

2 区長は、前項の規定により取消しを行った場合において、浦和区市民活動ネットワーク登録取消通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

（活動の報告）

第7条 区長は、登録団体に対し、必要に応じて活動報告書の提出を求めることができる。

（その他）

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。  
（浦和区コミュニティ会議認定要綱の廃止）
- 2 浦和区コミュニティ会議認定要綱は廃止する。

附 則

この基準は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年5月8日から施行する。